

令和8年 第9回八幡浜市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和8年8月7日(金) 16時00分

2 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室

3 出席者

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
i	濱田 善純	2	萩森 浩志	3	菊池 政弘
4	樋田 都	5	平田 雅士	6	西川 正則
7	松本 吉隆	8	二宮 佳郁	9	清水 正仁
10	古能 聖人	11	玉木 勝広	12	坂野 清史
13	二宮 直樹	14	浅野 治男	15	山内 裕司
16	稲垣 憲定	17	屋舗 憲幸	18	菊池 健三
19	峯本 裕貴				

○農地利用最適化推進委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	船井 直忠	2	菊川 善文	3	菊池 登志彦
4	木綱 佑輔	5	松岡 祐平	6	井上 浩幸
7	井上 剛志	8	毛利 新吾	9	磯崎 真義
10	松浦 喜孝	11	古谷 之人	12	小野 浩由
13	大藏 康信	14	井上 哲夫	15	上田 好孝
16	平家 壮拳	17	柴田 法行		

○事務局職員

事務局長 二宮 万裕美
 事務局次長 松浦 秀紀
 事務局 菊池 嘉隆、宮崎 こずえ

4 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について	6件
議案第36号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について	1件
議案第37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について	2件
議案第38号 農業振興地域整備計画に係る変更申請に対する意見について	1件
議案第39号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(所有権移転)	6件
議案第40号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(一括契約)	32件
報告第8号 農地法第18条第6項の規定による届出について	4件

第4 協議・連絡事項

- ・ 県外視察について
- ・ 農業委員と農地利用最適化推進委員の役割分担について
- ・ 農地利用最適化推進委員の地区分担について
- ・ 委員名簿の公表について
- ・ 農業委員会内部規程について
- ・ 令和8年度年間計画について
- ・ 令和8年度愛媛県市町農業委員・推進委員等研修会について
- ・ 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
- ・ 令和8年度最適化活動の目標の設定等
- ・ 活動記録簿について
- ・ 農業者年金について・
- ・ 第10回農業委員会総会

5 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和8年第9回八幡浜市農業委員会総会を開会します。

 本日の出席委員は、19名中19名で総会成立の定足数に達しています。

 それでは、樋田会長から招集の挨拶をお願いします。

会 長 (招集挨拶)

議 長 それでは、議事に入る前に議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

議 長 それでは議事録署名人に、「3 番 菊池 政弘 委員」、「5 番 平田 雅士 委員」を指名します。

議事録署名人 (挨拶)

議 長 続きまして、議案第 35 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。
番号 26 について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案第 35 号、番号 28 について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「2,748 m²」、外 7 筆、計「7,846 m²」、3 条無償移転です。
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
申請事由としては、譲渡人は、高齢のため、農地を子に生前贈与したい。譲受人は、生前贈与により農地を譲り受けて、耕作したいであります。
本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

3 番 「〇〇〇〇」さん〇〇歳です。「〇〇〇〇」さんが〇〇歳。
生前贈与という形で、娘さんである「〇〇〇〇」さんに所有権移転したいということです。
「〇〇〇〇」さんの旦那さんが〇〇〇〇〇に勤務しており、帰り際等に山に行って管理をしているそうです。以前にもこの畑は、旦那さんが管理をしていたそうで、スムーズに作業はされているそうです。
以上です。よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござい

ませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 それでは承認することといたします。

続きまして、番号 29 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号 29 について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「536 m²」、外 5 筆、計「2,896 m²」、3 条無償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇〇」、「〇〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇〇」、「〇〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は、高齢となり、財産整理のため農地を譲り渡したい。譲受人は、農地を譲り受けて、経営規模を拡大したいであります。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

5 番 先ほど説明していただいたのでほぼなんですが、譲受人の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳と高齢で、財産整理のために農地を譲り渡したいとのこと。

譲受人の「〇〇〇〇〇」さん〇〇歳は、まだまだ若手で、農地を譲り受けて経営規模を拡大したいとの双方の思いが合意しましたので、許可をいただきたいと思います。

以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 それでは承認することといたします。

続きまして、番号 30 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号 30 について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,793 m²」、外
3 筆、計「4,444 m²」、3 条使用貸借です。

貸付人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

借受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、貸付人は、高齢となったため、後継者に貸し付けて、順次経営移譲を行いたい。借受人は、新規就農者育成総合対策（経営開始資金）受給のため、農地を借り受けて、農業経営を行いたいであります。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 4 番 「〇〇〇〇」さんは高齢ではあるんですが、まだまだ現役でもやれる方なんですが、借受人の「〇〇〇〇」さんは長男で、帰ってきて、農業をやりたいということで、父親から長男へ経営移譲ということで、新進気鋭の若手ですので、特に問題はないと思います。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 それでは承認することといたします。

続きまして、番号 31 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号 31 について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「41 m²」、3 条無償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は、隣接宅地の所有権移転に併せて、農地を譲り渡したい。譲受人は、隣接宅地と合わせて農地を譲り受け、耕作したいであります。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

3 番 譲渡人が「〇〇〇〇」さん〇〇歳で、農業には従事しておりません。

譲受人が「〇〇〇〇」さん〇〇歳で、飲食や農業などを手掛けており、近隣に花とか果樹とかを栽培されております。

倉庫を譲渡するにあたり、その隣接地である農地を所有権移転し、耕作をしたいということで、何ら問題ないと思います。

以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 それでは承認することといたします。

続きまして、番号 32 について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、番号 32 について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「76 m²」、3 条有償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は、相続人がいないため、隣接園地の所有者に農地を譲り渡したい。譲受人は、隣接園地を耕作しているので、農地を譲り受けて耕作したいであります。

なお、譲渡人「〇〇〇〇」は〇〇〇〇に死亡しており、相続人不存在のため、裁判所から選任された相続財産清算人「〇〇〇〇」による申請手続きとなっています。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

11 番

それでは 32 番について説明いたします。

先ほど事務局の方から説明ございましたように、譲渡人「〇〇〇〇」さんは、昨年お亡くなりになられ、相続人はおられません。

譲受人「〇〇〇〇」さんは、親戚うちにあたりまして、この土地の隣接でも耕作をしておられ、この土地も小さい畑であり、「〇〇〇〇」さんが作ることとなりました。

何ら問題ないと考えておりますので、よろしくお願いします。

議長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員

(意見、質問等なし)

議長

ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委員

(異議なし)

議 長 それでは承認することといたします。

続きまして、番号 33 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、番号 33 について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,859 m²」、外
45 筆、計「32,916.02 m²」、3 条使用貸借です。

貸付人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

借受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、貸付人は、特例付加年金受給のため、農地を後継
者に貸し付けたい。借受人は、農業後継者として、農地を借り受けて農
業経営に励みたいであります。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第
2 項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たして
いると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

18 番 33 番について説明します。

「〇〇〇〇」さん〇〇歳。今回、農業者年金を受給するというこ
とで、息子さん〇〇歳に使用貸借がありました。

親子夫婦共々 4 人で農業を真面目にやられているので、何ら問題な
いので、よろしくお願いします。

以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござい
ませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 それでは承認することといたします。

「〇〇〇〇」 退席

議 長

続きまして、議案第 36 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見ついて」を上程します。

番号 1 について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

それでは、議案第 36 号、番号 1 を説明いたします。

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について。

4 条とは自分の土地の転用です。

申請者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」さんです。〇〇歳、農業の方です。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目「畑」、農地の名義は「〇〇〇〇」さん本人です。面積は「322 m²」です。

転用に至る理由といたしましては、遺贈により取得した建物の敷地が、登記簿上「畑」となっていることを知らない状態で、違反転用状態であることをこのたび認識しました。このたび農業用倉庫兼住宅を増築するため、転用許可申請をするものです。なお、違反転用状態が続いておりますので、始末書の提出を受け、違反転用報告も受けております。追認許可申請となります。

先ほど遺贈によりということ、基本的な意味の違いなんですが、相続とは、亡くなった人の財産や借金を法律で決まった相続人がまとめて引き継ぐことを言います。遺言で割合が指定されていれば、その通りでなければ、民法の法定相続分に従って承継されます。ここでいう遺贈とは、亡くなった人が、遺言書で指定した相手に財産の全部または一部を贈り与えることです。相続人以外の人や団体にも渡すことができるということで、内容は遺言で自由に決められます。ということで、遺言で受けたということです。

参考資料の 1、2 ページに位置図、3 ページに地番地目図、4、5 ページに写真、6 ページに配置図兼必要面積検討表、7 ページに平面図を掲載しております。

申請地は、〇〇〇〇から南に 260 メートルに位置しております。申請地の農地区分は、農事法の運用通知により、他のいずれの区分にも該当しない農地に該当するため、第 2 種農地となります。この第 2 種農地の転用は、同通知により、申請地周辺に他に適地がないと見せられる場合に許可をすることができることから、本案件は特段の問題がなければ許可できるものと考えます。

以上です。

議 長

地元委員の説明を求めます。

推進委員 17番 先ほど詳しく説明していただいたので同じ内容になりますが、遺贈で受けた土地が、登記簿上「畑」となっておりまして、現状、倉庫兼自宅ということで、そちらの変更ということで問題ないかと思っております。

よろしく願いいたします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 それでは承認することといたします。

「〇〇〇〇」着席

議長 続きまして、議案第37号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見ついて」を上程します。

番号4について、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第37号、番号4を説明いたします。

5条転用となります。農地法5条とは、農地を農地以外のものにする際の許可申請です。5条は、自分の所有地の場合ではなく、第三者の農地を所有権の移転を伴うときに行う許可申請です。自分の所有農地の場合は、先ほどの議案でありました農地法4条の許可申請になります。

それでは、この案件についてご説明いたします。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目「畑」、現況「畑」、面積「543 m²」です。所有権移転となります。

譲渡人は、「〇〇〇〇」さん〇〇歳、〇〇〇〇、〇〇〇〇在住の方、「〇〇〇〇」さん〇〇歳、〇〇〇〇、〇〇〇〇在住の姉妹です。譲受人は、「〇〇〇〇」さん〇〇歳、〇〇〇〇の方です。〇〇〇〇の方です。

転用目的としては、集合住宅用地、転用後、〇〇〇〇がアパートを建設する予定です。

転用の理由としましては、譲渡人の姉妹は県外在住で、高齢で財産の管理もできないため、整理し売却するものです。譲受人は、〇〇〇〇で

〇〇〇〇を営んでおります。今回、申請地を購入して、集合住宅用地として整備するものです。

申請地は、閑静な住宅街で、他方面への通勤が可能な場所のため、優良な住宅を提供できると考え、アパートを建築するものです。

続いて、参考資料の1、2ページの位置図をご覧ください。申請地は〇〇〇〇から120メートル、〇〇〇〇から775メートルの所に位置しており、都市計画用途地域の第1種住居地域にあります。このことから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により、都市計画法に規定する用途地域内の農地に該当するため、第3種農地となります。この第3種農地の転用は、同通知により原則許可をすることができることから、本案件は、転用の確実性や、周辺の営農状況への支障等に特段の問題がなければ許可できるものと考えます。

参考資料の3、4、5ページに写真、6ページに地番地目図、7ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、ご確認いただければと思います。

以上で説明を終わります。

議 長 地元委員の説明を求めます。

14番 大体の説明は事務局のとおりで、この土地の周りほとんど住宅が建っており、農地としての機能はほとんど果たさない状態だと思います。

そういった所で、隣接する土地と合わせて造成をして、先ほど言った集合住宅の建築をすることによって、地域の活性化が図られるのではないかと思いますので、特段問題はないかと思います。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 それでは承認することといたします。

続きまして、番号5について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第 37 号、番号 5 を説明いたします。

農地の転用許可申請、5 条転用です。自己所有以外の土地を、農地以外の使用目的で使用するものです。

農業用倉庫にするための今回この案件です。

昨年、令和 7 年 6 月 25 日に、農業振興地域の変更申請許可を受け、用途部分の変更の可否を総会にて上程、審議し、農業用施設を建築できるように令和 7 年 8 月 6 日に農振の変更をしているものです。農業用の施設建設をするためのものであり、農業振興地域の除外を行っているものではなく、目的変更のみを行っていますので、変更後の農地の区分については、農振整備計画において定められた農用地区域内の農地にあります。

それでは今回の申請案件についてご説明いたします。

農地の場所は「〇〇〇〇」、地目「畑」、面積「390 m²」、現況も「畑」です。

申請者、譲渡人が「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」さん〇〇歳、農業の方です。譲受人も「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」さん〇〇歳、農業の方です。

今回のこういう農業用倉庫の場合なんですが、農業振興地域の用途変更は必ず必要となりますが、200 m²以内であれば農業振興地域の変更のみで構わないんですが、本案件については面積が 390 m²と、200 m²を超えておりますので、農地転用の許可まで必要となります。

転用に至る理由は、「〇〇〇〇」氏所有の現在の倉庫は手狭であることから、今後の経営規模拡大や作業効率化のため、新たに倉庫を建設するものです。

申請地は出荷先や自宅から近く、収穫時期や出荷時の動線を十分確保できることなど、立地に適しております。また、周辺農地と河川や農道に面したところに位置していることから、周辺農地への影響や農地集積への支障を及ぼす恐れはないと思われます。

なお、今回のこの申請者お 2 人、譲渡人の「〇〇〇〇」さんと、譲受人の「〇〇〇〇」さんは、この 5 条転用をすることを前提に、令和 7 年 6 月 6 日に、3 条無償移転で別の畑の所有権を移しております。ちょっと複雑ではあるんですが、簡単に申しますと、先に畑の等価交換を行った形で、「〇〇〇〇」さんの園地を「〇〇〇〇」さんへ「557 m²」、所有権を移転して交換をしております。今回も交換という形にはなるのですが、転用が必要となってきます。

参考資料の 1、2 ページに変更位置図、3 ページに周辺の状況図、4 ページに写真、5、6 ページに設計図を掲載しておりますのでご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇から東に 35 メートル、〇〇〇〇から 280 メートル

の所に位置しております。

特に問題はないかと思いますので、以上となります。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8 番 番号5について説明させていただきます。

「〇〇〇〇」さん、今、〇〇〇〇ではすごく問題になっており、ほとんどの畑を耕作放棄しております。唯一畑らしい体裁となっているのが、自分の家の隣でして、その隣の隣が「〇〇〇〇」さんの畑があったところですよ。

その畑と今回の転用する畑を交換したということで、元々この転用する畑は、デコポン山やったんですけど、隣に大きな農道を作る際に、一度埋め立てをしまして、クレーンは止まった状態で潰しております。写真では分かりにくいんですけど、耕作放棄をされています。現在は「〇〇〇〇」さんのものになっているので、伐採して更地にはなっているんですが、「〇〇〇〇」さんから言うたら、家の横の方が耕作しやすいということだったのかもしれない。

「〇〇〇〇」さんですが、以前〇〇〇〇をされた「〇〇〇〇」さんの甥っ子になって、おじさんの跡を継ぐために、〇〇〇〇から奥さん、子供を連れて移住してきた方です。何年になるか分かりませんが、息子は〇〇〇〇、本人は〇〇〇〇に入ったりと、地元には溶け込んで、一生懸命耕作されている方で、すごい真面目にやっておられます。

倉庫が狭く、実際に畑も購入したりして広げておりますので、大きい倉庫が必要なのは間違いないので、この場所が倉庫を建てる適地であり、問題ないと思われますので、皆さんよろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 それでは承認することといたします。

続きまして、議案第38号「農業振興地域整備計画に係る変更申請に対

する意見ついて」を上程します。

番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第38号、番号1をご説明いたします。

農業振興地域とは、今後、相当期間にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域であり、その指定は、国の定める農業振興地域整備基本方針に基づいて、県知事が行います。簡単に申しますと、優良農地地帯を定めているということになります。

今回、当委員会に意見を求められている整備計画の変更は、土地の用途区分の変更であります。農地を農業上の用途区域が定められているもの以外に変更するということです。

申請者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」さん〇〇歳、農地「〇〇〇〇の一部」、「1,921㎡のうち136㎡」です。目的は農業用倉庫です。

申請者「〇〇〇〇」氏は、申請地の隣接地である「〇〇〇〇」に農業用倉庫を有していましたが、老朽化のため平成9年8月に農業用倉庫を新築しました。その際に「〇〇〇〇」の土地のみでは手狭であったので、申請地の一部も倉庫の敷地として利用し建築し、現在まで特に許可なども受けることなく、農業用倉庫として利用してきました。簡単に言いますと、倉庫を新築する際に、宅地の部分だけであつたらよかったです。が、狭かつたので畑の部分まではみ出したということです。そのはみ出した所が、農業振興地域の中に入っている畑ですので、このたび変更することになりました。

このたび農業経営の全部を譲渡することを計画したところ、申請地が農業振興地域の農用地に該当することの指摘がありました。この指摘を受けたのは、今回移譲を受けるIターンの方が、資金計画でお金を借りる際に、金融公庫から農業振興地域に当たるのではないかとということ。を、直接うちの方に連絡がありまして、この振興地域に違反しているということが発覚しました。変更をしないとお金が借りれないよということを本人さんは言われたみたいで、このたび変更することとなりました。

倉庫建築前に用途変更の必要があつたということで、変更後はIターンの就農者、「〇〇〇〇」さんという方なんです。が、倉庫として使用するということです。

周辺農地と河川や農道に面した所に位置していることから、周辺農地への影響や農地集積への支障を及ぼす恐れはないと思います。

農振変更の許可を受けられれば、その後正式に経営移譲を行う予定です。

なお、現在は変更許可を受けていないものの、倉庫は建築済みのた

め、始末書の提出を受け、違反事案報告も提出されております。

参考資料の 1、2 ページに変更の位置図、3 ページに周辺の状況図、4 ページに土地利用計画図、5 ページに平面図、6、7、8 ページに写真。

申請地は〇〇〇〇から東に約 115 メートル、〇〇〇〇から 365 メートルのところに位置しております。

なお、今回は農業振興地域の用途変更のみの意見を求められており、200 ㎡以下の農業用倉庫のため、農地転用の許可は要しないものです。

以上となります。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8 番 議案第 38 号について説明させていただきます。

「〇〇〇〇」さん〇〇歳、すごい上手なみかん作りさんだったんですけど、後継者がいないため離農されまして、農地は処分されておられます。

この土地ですけど、相当昔になるんですが、地元の業者さんに建ててもらった倉庫で、何も考えてなかったと思うんですけど、今回、「〇〇〇〇」君に倉庫と周りの畑を売り渡すことになった際に分かったしで、ちゃんと手続きを踏んで、申請をしていますので、「〇〇〇〇」君のためにもよろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 それでは承認することといたします。

続きまして、議案第 39 号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（所有権移転）」を上程します。

番号 78 について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案第 39 号について説明します。

番号 78、所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、

現況「樹園地」、面積「127 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」
〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 番 まず、売り手の「〇〇〇〇」さんは、あっせん会議の時にも来られて
なくて、脳梗塞で農地を縮小する方向です。

一方「〇〇〇〇」さんは、前日も規模拡大の案件で出てきたんですけども、
規模拡大をするということで合致して話が成りました。

何も問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござい
ませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

続きまして、番号 79 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 79 について説明します。

所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹
園地」、面積「455 m²」、外 2 筆、計「2,812 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」
〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

5 番 まず、売り手の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳と、まだ若い方ではありますが
すが、体調が悪く、財産を処分したいということです。

買い手の「〇〇〇〇」さんは、今春、〇〇〇〇した新規就農者であ

り、従業員も 1 人おり、規模を拡大したいということで今回の話になりました。

園内道も入れて、機械化もできる園地であり、何ら問題もないと思います。

ご承認をよろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 それでは承認することといたします。

続きまして、番号 80 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 80 について説明します。

所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「566 m²」、外 1 筆、計「704 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

7 番 80 番について説明します。

「〇〇〇〇」さんは住所を見てのとおりこちらにいないくて、今まで妹さんが耕作していたんですけど、昨年からちょっと難しくなったところ、「〇〇〇〇」さんからお話があってこの話になりました。

「〇〇〇〇」さんは従業員も増やして経営拡大しておりますので、このたび両者の意向が一致しましたので、何の問題もないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 それでは承認することといたします。

続きまして、番号 81 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 81 について説明します。

所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,350 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8 番 81 番について説明します。

「〇〇〇〇」さん〇〇歳、もう離農してしまして、ちょっと認知が出ております。

「〇〇〇〇」君〇〇歳、〇〇〇〇をやっております。

以前より「〇〇〇〇」君が、耕作している畑でして、「〇〇〇〇」さんが買ってくれということで、購入することになりました。

何ら問題ないかと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 それでは承認することといたします。

続きまして、番号 82 について事務局の説明を求めます。

事務局

番号 82 について説明します。

所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「1,167 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

13番

この 82 番の件を説明させていただきます。

売り手の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳ということで、自分の畑の便利の悪い園地を手放そうというような考えがありまして、この畑がちょうどそういう畑になりました。

その時に丁度「〇〇〇〇」さん〇〇歳の方が、自分が隣の園地ですので、私が引き受けるという話になりまして、売買になりました。

問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員

(意見、質問等なし)

議長

ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委員

(異議なし)

議長

それでは承認することといたします。

続きまして、番号 83 について事務局の説明を求めます。

事務局

番号 83 について説明します。

所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「297 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「有限会社 国光農園」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

18番 それでは、番号83について説明します。
売り手の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳、当日は代理の方が見えられておりました。
買い手の「〇〇〇〇」、代表の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳です。
これは知り合いということで話がまとまったようなので、何ら問題がないので、よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 それでは承認することといたします。

続きまして、議案第40号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（一括契約）」を上程します。
番号120について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案第40号、農地中間管理機構を通した利用権設定、貸借について説明します。

番号120から151までありますが、そのうち番号122から151については、旧基盤法による貸借の期間が満了し、農地中間管理機構を通した契約に変更する貸借の契約です。新たに機構を通した貸借に変更することになりますが、契約内容に大きな変更はなく、軽微な変更のみで、引き続き耕作を延長するという内容ですので、これまでどおりあつせん会議と総会での読み上げ及び地元委員の説明は省略し、報告のみとさせていただきます。

番号120について説明します。

貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「2,846 m²」、外3筆、計「7,307 m²」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

8 番 番号 120 について説明します。

「〇〇〇〇」さん〇〇歳です。

「〇〇〇〇」ですが、元々代表取締役は「〇〇〇〇」さんだったんですけど、名義を移譲しまして、「〇〇〇〇」君〇〇歳が「〇〇〇〇」の代表取締役になっております。

「〇〇〇〇」君は、「〇〇〇〇」さんのところで研修を受けた I ターンの方です。

この園地ですけど、昨年までは先ほど倉庫の件で出ました「〇〇〇〇」君が作っておりました。「〇〇〇〇」君から「〇〇〇〇」君に貸す相手を変えたということで、本人同士もよく知っている仲なので、問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 それでは承認することといたします。

「〇〇〇〇」 退席

議 長 続きまして、番号 121 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 121 について説明します。

貸借権を設定する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「2,033 m²」、外 22 筆、計「18,116.80 m²」。

貸借権を設定する者「〇〇〇〇」、貸借権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、使用貸借。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

推進委員 番号121になりますが、「〇〇〇〇」さんと「〇〇〇〇」さんの関係になります。ご家族ということで、娘さんの旦那さんが「〇〇〇〇」さんになります。そういったところで経営移譲という格好になるのかと思います。

よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 それでは承認することといたします。

「〇〇〇〇」 着席

議 長 これより 122 号から 151 号について、基盤法から中間管理機構を介した契約への契約更新の案件になりますので、先ほど事務局から説明がありましたように、地元委員の説明等は省略いたします。

続きまして、報告第 8 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは報告第 8 号、合意解約について説明します。

番号 41、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「996 m²」。

賃貸人「〇〇〇〇」、貸借人「〇〇〇〇」、解約の理由は、個人での貸借契約をやめて、法人と貸借契約を結ぶためです。

以降の案件は報告のため、説明を省略します。

以上です。

議 長 報告事項でありますので、以上で終わります。

議 長 続きまして、協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議 長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6 閉 会 17時45分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和8年8月7日

会 長 樋 田 都

議事録署名人 菊 池 政 弘

議事録署名人 平 田 雅 士